

議 案

第 5 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 7 年 9 月 1 日提出

第5回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件 名	提案者
65	専決処分事項の承認について 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第3号）	専決第10号 市長
66	令和6年度玉名市一般会計歳入歳出決算	市長
67	令和6年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
68	令和6年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	市長
69	令和6年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
70	令和6年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算	市長
71	令和6年度玉名市水道事業会計決算	市長
72	令和6年度玉名市公共下水道事業会計決算	市長
73	令和6年度玉名市農業集落排水事業会計決算	市長
74	令和7年度玉名市一般会計補正予算（第4号）	市長
75	令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	市長
76	玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
77	玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	市長
78	玉名市税条例及び玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
79	玉名市介護保険条例及び玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
80	玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
81	玉名市法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の制定について	市長
82	玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
83	玉名市公共下水道条例及び玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	市長
84	和解及び損害賠償額の決定について	市長

8 5	和解及び損害賠償額の決定について	市 長
8 6	和解及び損害賠償額の決定について	市 長
報告 1 0	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	市 長

議第 6 5 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 1 0 号

専決処分書

令和 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 1 2 日

玉名市長 藏原 隆浩

議第 7 6 号

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

玉名市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 2 条第 2 項中「及び生活」を「、生活」に改め、「措置に関する情報」の次に「及び住登外者宛名情報（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。）」を加える。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う番号法別表の下欄に掲げる事務及び番号法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、独自利用事務等に関する情報又は総合福祉関係情報であって自らが保有するものを利用することができる。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 番号法第 1 9 条第 1 1 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同

表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1の7の項を次のように改める。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次の1項を加える。

8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の1の項から4の項までを削り、同表5の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、住民票関係情報又は独自利用事務等に関する情報」を「住民票関係情報」に改め、同表中同項を1の項とし、6の項から10の項までを削り、11の項を2の項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報又は住民票関係情報
------	-----------------------------	---

別表第2中12の項から15の項までを削り、16の項を4の項とし、17の項から19の項までを12項ずつ繰り上げ、20の項を削る。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 個人番号を利用する事務を変更し、及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものである。

議第 7 7 号

玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条
第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同条中同
項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条
第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間
勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務を
することとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週
間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時
間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあって
は、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間
勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等につ
いては、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日
から金曜日までの 5 日間において週休日設けるものとし」を加え、同条第 2 項
ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごと
の期間について、育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 4 5 分を超え
ない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第 4 条第 2 項本文中「につき 8 日」の次に「の週休日」を加え、「定年前再任用
短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」にあっては 8 日以上で育児短時間勤

務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員」に、「8日以上」を「8以上の週休日」に改め、「の週休日」を削り、同項ただし書中「必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、育児短時間勤務等の内容)」を加え、「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第8条の3第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第12条第1項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第19条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認す

るための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第2条第2号中「平成17年条例第27号」の次に「。以下「定年条例」とい

う。」を加え、同条第3号中「玉名市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改める。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第5条の3第1項中「平成17年条例第47号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第2項中「玉名市一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第7条を次のように改める。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第12条を第28条とし、第11条の3を第27条とし、第11条の2を第26条とする。

第11条を削る。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条第1項中「) が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、「玉名市一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(第1号部分休業の承認)」を付し、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）」に改め、「、玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第32号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（同条例に基づく規則で定める特別休暇で、職員が生後満3年に達しない子を育てる場合におけるものを承認されている職員については、2時間から当該育児休暇に係る時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から

必要とされる時間について」を削り、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により任命権者が定める休暇で、女性の非常勤職員が生後満1年に達しない子を育てる場合又は非常勤職員が要介護家族の介護をする場合におけるもの」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」に、「当該休暇」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第23条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権

者が認める事情とする。

第8条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加え、同条を第18条とし、第7条の次に次の10条を加える。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障

が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例等の特例)

第12条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、給与条例第3条第4項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、給与条例第4条第2項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条の3第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間

勤務職員」という。）」と、給与条例第11条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする」と、同条第5項中「要しない」とあるのは「要しない。ただし、当該時間が玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）第12条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする」と、給与条例第16条第4項及び第17条第3項中「給料」とあり、給与条例第16条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、同条第6項中「規則」とあるのは「育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則」とする。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）

第15条 第12条の規定は、育児休業法第17条に規定する育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与について準用する。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第16条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任用の更新について準用する。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第17条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、給与条例第3条第4項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、給与条例第4条第2項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条の3第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」と、給与条例第11条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする」と、同条第5項中「要しない」とあるのは「要しない。ただし、当該時間が玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする」とする。

（玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「一部」の次に「（2時間を超えない範囲内又は1年につき規則で定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「、第4条の4から第4条の6まで、第5条の2及び第6条」

を「及び第5条の2」に改める。

附則第12項中「第8条」を「第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の玉名市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 78 号

玉名市税条例及び玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市税条例及び玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市税条例及び玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

(玉名市税条例の一部改正)

第 1 条 玉名市税条例（平成 17 年条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

第 21 条及び第 22 条 削除

(玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第 2 条 玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成 17 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉名市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例

第 1 条中「督促手数料及び」を削る。

第 2 条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 4 条中「督促手数料及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の玉名市税条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する市税に関する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来した市税に関する督促状に係る督

督促手数料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の玉名市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例の規定は、施行日以後に納期限が到来する税外収入金に関する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来した税外収入金に関する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(玉名市奨学基金条例の一部改正)

- 4 玉名市奨学基金条例(平成17年条例第73号)の一部を次のように改正する。

第19条中「玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」を「玉名市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例」に改める。

提案理由 督促手数料を廃止するため、条例の整備を図るものである。

議第 79 号

玉名市介護保険条例及び玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市介護保険条例及び玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市介護保険条例及び玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(玉名市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 玉名市介護保険条例（平成 17 年条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

(玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 玉名市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の玉名市介護保険条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する保険料に関する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来した保険料に関する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の玉名市後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後に納期限が到来する保険料に関する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来した保険料に関する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

提案理由 督促手数料を廃止するため、条例の整備を図るものである。

議第 80 号

玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例

玉名市火入れに関する条例（平成 17 年条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は」に改め、同条第 2 項中「又は」を削り、「、異常乾燥注意報若しくは」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 防災気象情報の変更に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 8 1 号

玉名市法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例の制定について

玉名市法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例

(玉名市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 1 条 玉名市法定外公共物管理条例（平成 1 7 年条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の見出し及び同条第 1 項中「督促手数料及び」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に、「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に、「玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」を「玉名市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例」に改め、同項を同条第 3 項とする。

(玉名市浄化槽施設条例の一部改正)

第 2 条 玉名市浄化槽施設条例（平成 1 7 年条例第 1 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条から第 1 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改め、同項第 3 号中「第 1 3 条」を「第 1 2 条」に改め、同項第 4 号中「第 1 5 条」を「第 1 4 条」に改め、同条を第 1 8 条とする。

(玉名市水道事業条例の一部改正)

第 3 条 玉名市水道事業条例（平成 1 7 年条例第 1 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 3 4 条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中第 1 1 条の改正規定は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の玉名市法定外公共物管理条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する使用料に関する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来した使用料に関する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の玉名市浄化槽施設条例の規定は、施行日以後に納期限が到来する使用料に関する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来した使用料に関する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条の規定による改正後の玉名市水道事業条例第 3 4 条の規定は、施行日以後に納期限が到来する料金、手数料及びその他の費用に関する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来した料金、手数料及びその他の費用に関する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

提案理由 督促手数料を廃止する等のため、条例の整備を図るものである。

議第 8 2 号

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「一部」の次に「（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 83 号

玉名市公共下水道条例及び玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市公共下水道条例及び玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市公共下水道条例及び玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

(玉名市公共下水道条例の一部改正)

第 1 条 玉名市公共下水道条例（平成 17 年条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 21 条第 2 項第 4 号中「（昭和 27 年法律第 292 号）」を削る。

(玉名市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 玉名市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由 排水設備等の工事の実施に関する要件を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第 8 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

本市は、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 2 損 害 賠 償 額 5, 1 3 4, 8 6 2 円
- 3 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 4 事 故 の 概 要 令和 6 年 3 月 2 4 日午前 7 時 3 0 分頃、大浜排水機場の排水ポンプが正常に稼働しなかったことにより水路から雨水があふれたため、[REDACTED]氏が耕作する農地（[REDACTED]）が冠水し、農作物等に損害を与えたものである。

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定による。

議第 8 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

本市は、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 2 損 害 賠 償 額 2, 7 3 6, 7 4 9 円
- 3 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 4 事 故 の 概 要 令和 6 年 3 月 2 4 日午前 7 時 3 0 分頃、大浜排水機場の排水ポンプが正常に稼働しなかったことにより水路から雨水があふれたため、[REDACTED]氏が耕作する農地（[REDACTED]）が冠水し、農作物等に損害を与えたものである。

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定による。

議第 8 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

本市は、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 2 損 害 賠 償 額 2, 6 1 4, 4 5 4 円
- 3 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 4 事 故 の 概 要 令和 6 年 3 月 2 4 日午前 7 時 3 0 分頃、大浜排水機場の排水ポンプが正常に稼働しなかったことにより水路から雨水があふれたため、[REDACTED]氏が耕作する農地（[REDACTED]
[REDACTED]）が冠水し、農作物等に損害を与えたものである。

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定による。

報告第10号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△6.50)	— (△6.13)	12.56	20.00
連結実質赤字比率	— (△16.93)	— (△18.00)	17.56	30.00
実質公債費比率	7.8	8.5	25.0	35.0
将来負担比率	30.5	17.9	350.0	

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示し、参考値として黒字の比率を（△）で示す。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
玉名市浄化槽整備事業特別会計	— (△22.4)	— (△16.1)	20.00
玉名市水道事業会計	— (△104.2)	— (△126.5)	20.00
玉名市公共下水道事業会計	— (△103.3)	— (△111.8)	20.00

玉名市農業集落排水事業会計	— (△83.1)	— (△90.3)	20.00
---------------	--------------	--------------	-------

備考 資金不足額がない会計については「—」と表示し、参考値として資金余剰金の比率を（△）で示す。